

~福津市民の窓口~

福津市市民課から おんにちは!

●市民課(福間庁舎) ☎43・8127

国民年金保険料を前納すると
保険料が割引になります

国民年金保険料の納付期限は翌月末です。例えば、1月分の保険料の納付期限は2月末ということになります。ただし、保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料が割引になります。前納方法には、「毎月納付(当月末納付)」、「6カ月前納」、「1年前納」があります。毎月納付(当月末納付)

納付方法が口座振替である場合に限り、毎月末日に当月分の保険料を振り替えることができ、保険料が割引の対象となります。

6カ月前納

4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月までに納めます(口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に口座から引き落

としします。)

1年前納

4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます(口座振替の場合は、4月末に口座から引き落とします)。

割引率は口座振替の1年前納が一番高くなります。なお、平成25年度の割引率については、2月下旬頃に決定される予定です。

6カ月前納(4月分から9月分)と1年前納を口座振替にする場合は、2月末までに市役所か年金事務所まで口座振替の申請を行う必要があります。詳しくは、問い合わせください。

**前納が
お得!!**



【問い合わせ】市市民課保険年金係(福間庁舎) ☎43・8127

それは、近年食習慣の乱れや食文化の喪失、栄養の偏り、生活習慣病の増加、食料自給率の低下、感謝の念の欠如など、食をめぐる現状において、日本が危機的な状況にあると言われて

「食育」と聞くと、難しく面倒くさい、何をしたらいいのか分からないという反応が多くみられます。小さな頃は乳幼児健診や保育園・幼稚園、学校などでさまざまな取り組みが行われていますが、その後は個人で取り組むことになり、成人してからの習慣は、幼い頃より培われた習慣が基本となります。小さな頃から教えられたり、知らずのうちに身についた習慣は、大人になっても残っている事が多いのです。

そのことを考えると、家庭での食生活や食に関係する行事などは大変重

「食育」が進められているのはなぜでしょう?

毎月19日は「食育の日」です。

みんな なで 食育

●うき健康課(ふくとぴあ) ☎34・33351

行事食

2月3日は節分です。節分の豆は「魔滅まめこ」を意味し、この日に豆を食べると病気が災いから身を守ると言われています。

要なものです。また、小さな頃から食育に取り組むのは、身体や心をつくる大切な時期であることはもちろんですが、健全な身体と心をつくり、身についた習慣を元に、更に次世代の子どもたちが健全な成長や、日本の豊かな食文化を継承するためでもあります。

私たちは、日々命あるものを頂いていることからも、食事を楽しく、感謝しながら食べる、意識することも「食育」の一つではないでしょうか。



地域のこと
考えよう!
参加しよう!

奇数月の第3土曜日・翌日曜日は
地域の日

福津市郷育推進会議
郷育推進課(津屋崎庁舎)
☎52・4969

『ぜんざいウォーク』(光陽台4・5・6区)

12月2日に開催された『光陽台ぜんざいウォーク』は、団地内のコミュニティ形成を目的に始まり、今年で19回目を迎えました。これは、団地内に設営されたポイントを回るウォークラリー大会です。大会終了後には、公民館で温かいぜんざいを食べ、ゲームなどを楽しみ、新鮮な西郷大根をお土産にいただいて帰りました。

このように地域行事に参加することで、地域の皆さんと関わり合うことができます。

行事を開催するためには、役員の皆さんや地域の皆さんの協力が大切ですが、一方でそれを楽しみながら行うことが、継続の秘訣と感じました。



▲ふれあい公民館を一斉にスタート!



▲大勢の参加者であふれました

『地域の日』の目的の一つに、地域行事への参加者を増やすことがあり、開催日については地域の実情に合わせていただくことも想定しています。地域を元気にするようなイベントなどありましたら、お知らせください!

もっと身近に
**介護
情報**
高齢者サービス課
(福間庁舎)
☎43・8191

65歳以上の人の障害者控除


障害者手帳をお持ちでなくても、確定申告、市県民税の申告の際に、障害者控除を受けられる場合があります。

税金の申告をする際に、本人または扶養親族が障害者控除を受けるためには、原則として身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが必要です。

しかし、手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で、寝たきり、または中・重度の認知症の場合は、市から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けていれば、税金の申告の際に認定書を提示することで、障害者控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定は、医療機関が発行する診断書において、医師が記載する日常生活自立度(寝たきり度または認知症)のランクにより決定

窓口



します。判断基準のランクなど詳しくは高齢者サービス課まで問い合わせください。

なお、この申請は税金の控除のみ適用されるため、非課税の人は申請する必要はありません。

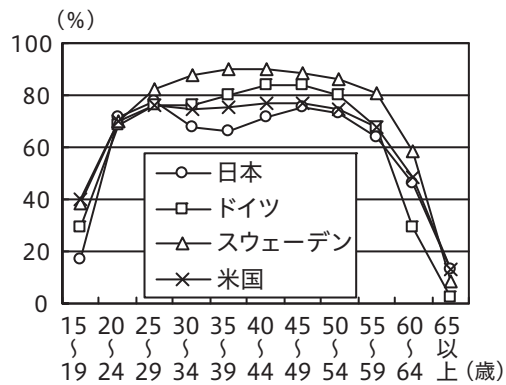
申請に必要なもの：「障害者控除対象者認定申請書」と「診断書(老年者の所得税等の障害者控除用)」

※「診断書」に関しては、医療機関の医師による記載が必要になります。診断書作成料については、各医療機関に問い合わせください。

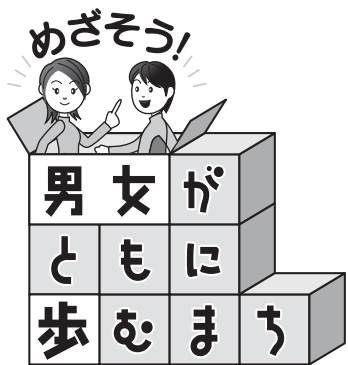
【受付、問い合わせ】市高齢者サービス課 介護保険係(福間庁舎) ☎43・8191

【確定申告の問い合わせ】市税務課市民税係(福間庁舎) ☎43・8117

【障害者手帳の問い合わせ】市福祉課 社会福祉係(福間庁舎) ☎43・8189



日本は長期的な経済の低迷や、産業構造の変化により、正社員の労働時間は高止まりしたままで、先進国中でトップクラスの長時間労働の国となっています。一方で、アメリカの1時間当たりの生産性を100とするヨーロッパ内は87、イギリスで83、日本は71となっています。つまり、日本は長時間労働の割合は、生産性は高い国なのです。日本と他の先進国とで大きく異なるのは、



●男女共同参画推進室(福岡庁舎) ☎43・8116

仕事と生活の調和がとれた社会を目指して

るものに、女性の労働力があります(グラフ参照)。日本では結婚や育児をきっかけに退職する女性が多いのですが、他の先進国、特に北欧などでは育児休業・サービスを活用しますので、育児休業・サービスを活用しますので、離職する方がまれです。女性が離職せず働き続けることで、一人当たりの労働時間が短縮します。これは仕事以外の生活の充実につながり、結果、仕事の生産性を高めていくという、良い循環へとつながります。しかし、日本は社会的基盤、企業の制度、地域や家族の考え方など、解決すべき課題が多く、一朝一夕で良くなるものではありません。それでも、今よりも良いワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けて、皆ができることから始めてみましょう。例えば、家事・育児は女性だけに限らず、できる人がやるなど、性別役割意識をなくしていくこともその一つです。



▲家事をするのは女性と決めつけず、できる人がやりましょう

消費生活相談室

生活安全課(福岡庁舎) ☎43・8106

2カ月ごとに消火器を買わされた! 消火器の次々販売

【相談事例】自宅に「消火器の取り替え時期だ」と男が訪ねて来たので2万円払って取り替えた。その後も2カ月おきに計4回訪問を受け、消火器を交換し、8万円以上支払った。こんなに頻りに消火器を取り替える必要があるのか?(60歳代 女性)

【アドバイス】消火器の訪問販売に関する相談が増えています。「耐用年数を過ぎている」「1年に1回交換する義務がある」などとうそを言って、購入させるケースもあります。一般の住宅に消火器の設置義務や交換頻度などに関する決まりはありません。消火器には使用期限が表示されています。「交換」を勧められたら、表示を確認しましょう。不審な点がある時は、消防署に相談してください。

※毎週月・水・金曜日(9:00~16:00)は市役所福岡庁舎で消費生活相談員が相談を受け付けています。
※福岡県消費生活センター(☎092・632・0999)でも随時相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

発掘現場から

教育総務課文化財係・古墳公園建設係(津屋崎庁舎横) ☎52・4968

竪穴住居の祭り

昨年5~11月に発掘調査した蓮鳥遺跡第2地点(四角区)では、弥生時代後期(1~2世紀頃)の火事で焼けた竪穴住居が見つかり、焼け落ちた柱材や屋根材の上から多数の甕・壺・高坏などの土器が置かれた状況で出土しました(写真)。食物を盛るための高坏や器を乗せる台・支脚が多いこと、土器の中に祭りの場でよく見つかるミニチュア土器を含んでいることから、飲食をしたり食物をお供えしたりするような祭りの跡だと考えられます。また、竪穴住居の床面には遺物がほとんど無く、きれいに片付けた状態で燃えています。移住や建替えなどの際に、意図的に住居を燃やして祭りをを行い、燃え落ちた住居の上に祭りに使った土器を置いたと考えられます。



▲高坏・台・支脚の出土状況

FUKUTSU ECO NEWS

エコにゆうす

●うみがめ課(津屋崎庁舎)
☎52・4952(環境づくり係・清掃対策係) ☎52・4953(資源リサイクル係)
FAX52・4469 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

何のマーク?... PET
皆さんご存じのペット樹脂を使用した石油製品のマークです。リサイクルできるものを知っていただくため、今回からマークを紹介していきます!

「第8回環境フォーラム in ふくつ」を開催しました

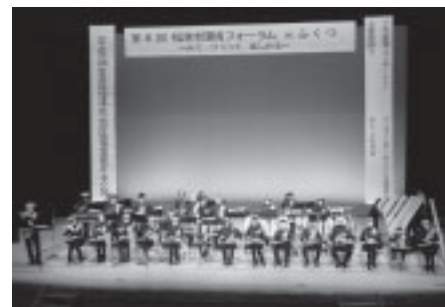
12月9日(日)、カメリアホールで「みて つくって 楽しめる 第8回環境フォーラム in ふくつ」を開催しました。

体験コーナーではエコクッキングや廃油を使ったキャンドル作りを、ステージイベントでは、環境功労者や標語・絵画の表彰をはじめ、「バンブーオーケストラ那珂川」による竹楽器コンサート、市内の新体操クラブの子どもたちによる演技やダンスを行いました。

その他、環境クイズや郷づくり推進協議会の活動紹介、環境保全団体の活動報告、環境や健康をテーマとした標語やポスターなどを展示しました。

フォーラムを開催するに当たり、企画運営委員や光陵高校のボランティア、福岡女子大学、福津市食生活改善推進会、市民活動団体の皆さんには多くのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

これからも環境保全のための啓発活動を続けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。



▲バンブーオーケストラ那珂川



▲エコトンが来て大にぎわいの会場



▲マイバッグづくり

分別収集Q&A (その他のプラ容器包装編)

Q. プラスチック製のパケツやタッパーなどは何ごみとして出せばいいですか?

A. 市の指定ごみ袋に入れて燃やすごみの戸別収集の日に出してください。分別収集に出してリサイクルできる物は商品を入れた容器(卵パックなど)や包装(ペットボトルのラベルなど)です。プラマークがついているかをよく確認してから分別収集に出すようにお願いします。プラマークの表示は、プラスチック包装そのものでなく紙ラベルや内箱に書いてあることもあります。包装そのものに記載されていなくても分別収集に出すことができます。

プラマークがついている主な品目

- 菓子、冷凍食品のポリ袋
- ペットボトルのふたや外装フィルム
- 卵のパック
- 食品トレイ
- カップ麺など(インスタント食品)の容器
- マヨネーズ・ケチャップ・練りわさびなどのチューブ(汚れがとれないものは燃やすごみに出す)

